		日号外	ページ
八	原子力損害の補完的な補償に関する条約の日本国による受諾に関する件	一六9四九	
九	日本モンゴル教育病院建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件	二〇四	
一〇	モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件	二〇四	
一一	アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二〇四	
一二	紛失の届出により失効した旅券の告示	二〇11一	
一三	ククム幹線道路改善計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件	二一九	
一四	ベリーズ政府に対する贈与に関する日本国政府とベリーズ政府との間の書簡の交換に関する件	二一一〇	
一五	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件	二二四	
一六	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件	二三二	
一七	外交関係に関するウィーン条約の紛争の義務的解決に関する選択議定書へのスペイン等の加入に関する件	二三三	
一八	国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件	二三三	
一九	政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件	二六一	
二〇	食糧援助に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二六一	
二一	食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二六二	
二二	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件	二七二	
二三	千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約へのクウェート国の加入に関する件	二七二	
二四	実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約へのマダガスカル共和国の加入に関する件	二七二	
二五	著作権に関する世界知的所有権機関条約へのマダガスカル共和国の加入に関する件	二七二	
二六	シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	二八二	
二七	スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	二八三	
二八	リベリア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	二八三	
二九	政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件	二九三	
三〇	ロランC局及びチャイカ局の利用による極東水域における共同の無線航行業務の確立のための国際的な事業計画に関する中華人民共和国政府、日本国政府、大韓民国政府及びロシア連邦政府による協定からの日本国の脱退に関する件	三〇五	
	〇財務省		
一	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	六2一	
二	分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件	八三	
三—一	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	九五三	
七	国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示	九五六	
八	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	九五六	
九	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	九五六	
一〇	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	九五七	
一一—一七	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	九五七	
一八	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	九五一四	
一九	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	九五一五	
二〇—二二	輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十六年度における輸入基準数量を定める件の一部を改正する件	一四三	
二三	生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十六年度における発動基準数量を定める件の一部を改正する件	一四三	